

岐阜県公報

第二千九百十八号
平成三十年二月二日

(金曜日)

目次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	五三 ^{ペー}
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	五五
土砂災害警戒区域の指定	(同)	五五
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	五六
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	五七
公 示		
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	五八
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	五八
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	五八
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	五八
公共測量の終了	(用地課)	五九

告 示

岐阜県告示第三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
恵那市長島町永田字砂田六五〇の一の二の一、六五四の二、六五五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字砂田六五〇の一の二の一、六五四の二、六五五(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。()
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- () 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市古川町数河字松尾三〇一六、字猪ヶ森三一六五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町三戸字森六五五から六五七まで・六五八の一・六五八の二・六五九・六六〇・六六一の一・字坂東会津七三九の一・七四〇・字白岩八九一の一から九一

一の三まで・字高山九一九・九二〇の二(以上十五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬中切字から谷五六二の一から五六二の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
不破郡関ヶ原町大字玉字上羅三三三の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百四十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下肥田1	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ヶ洞1	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流
滝ヶ洞2	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下肥田1	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ヶ洞	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下肥田1	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ヶ洞1	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流
滝ヶ洞2	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下肥田1	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ヶ洞	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶴城団地1	瑞浪市土岐町字猪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鶴城団地2	瑞浪市土岐町字段	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鶴ヶ城跡	瑞浪市土岐町字猪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土橋西	瑞浪市大湫町字土橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土橋北	瑞浪市大湫町字洞畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶴城団地	瑞浪市土岐町字猪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土橋	瑞浪市大湫町字土橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------------------------------	---------------------

鶴城団地1

瑞浪市土岐町字猪野

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

鶴城団地2

瑞浪市土岐町字段

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

鶴ヶ城跡

瑞浪市土岐町字猪野

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

土橋西

瑞浪市大湫町字土橋

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

土橋北

瑞浪市大湫町字洞畑

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶴城団地	瑞浪市土岐町字猪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土橋	瑞浪市大湫町字土橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日
V・drug 那加薬局	各務原市那加前野町三一六七	精神通院	平成三〇・二・一
V・drug 柳津佐波薬局	岐阜市柳津町下佐波二丁目一番	同	同
こすもす薬局鹿島町店	岐阜市鹿島町六丁目一六八	同	同
サンド調剤薬局	岐阜市長住町九丁目二四番地 小林ビル一階	同	同
日本調剤岐大前薬局	岐阜市古市場老ノ上九三番一	同	同

（訪問看護）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日
訪問看護ステーションミルキー	岐阜市西鶉六丁目二三番地エヌ テート二二三二〇七号室	精神通院	平成三〇・二・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
岐阜南訪問看護ステーション	岐阜市清七〇七番一	精神通院	平成三〇・六・一
すまいる訪問看護リハビリステーション	高山市下林町八三二番地一	同	平成三〇・一・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 年 月 日
サンド調剤薬局	岐阜市長住町九丁目二四番地 小林ビル一階	精神通院	平成三〇・一・三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第一

項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年二月二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年一月十九日

二 届出者の氏名又は名称

笠原商業開発協同組合

三 建物の名称及び所在地

笠原ショッピングプラザ・マイン

多治見市笠原町向島二四六九 一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二箇所

(変更後) 三箇所

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量(数値地形図修正)

三 作業期間

平成二十九年六月十六日から

平成三十年一月二十二日まで

四 作業地域

神戸町

平成三十年二月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社